

平成30年度生駒市人権施策審議会（第4回）会議録 確定版

日 時 平成30年11月15日（木）午前9時30分～11時30分
場 所 生駒市役所401会議室
出席者 石倉委員、丹羽委員、山崎委員、石川委員、芝下委員、山口委員、山田委員
欠席者 渋谷委員、安田委員
事務局 中田人権施策課長、西川人権施策課長補佐
 (株)名豊 大川主任
傍聴者 無し

事務局：＜委員紹介＞＜事務局職員の紹介＞

会長の選任は事務局で進行し、「生駒市人権施策審議会規則第4条第2項」により、委員の互選により決定。

＜委員互選により丹羽委員を会長に選出＞

副会長の選任は、「生駒市人権施策審議会規則第4条第4項」により、会長の指名により決定。

＜会長の指名により山崎委員を副会長に選出＞

【会議の内容】

事務局：＜資料確認＞＜審議会の成立＞＜開会公開の了解＞＜録音許可＞

各委員：＜了解＞

会 長：＜会長挨拶＞

事務局：会議については、「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」により会長が進行。

会 長：案件1(1)人権に関する市民意識調査集計結果報告書について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(案件1(1)人権に関する市民意識調査集計結果報告書について説明)

委 員：相談員の方ですが、どのような方がいて、どのように置かれているか。

事務局：男女共同参画プラザで相談員や弁護士による相談があります。今年度からヘイトスピーチ等にかかる弁護士との相談を実施しています。

委 員：親身に相談に乗って頂けないとの話を市民から何件か聞いている。案件にもよりますが、相談者が納得できるように市内部で調整を図ってほしい。

事務局：担当部署に伝えます。

会 長：今説明された箇所ですが注意書きを挿入してください。人権侵害を受けたことがあると回答された方の数値（25年度＝10.3%、30年度＝14.3%）ですが4%の増加ではあるものの、横ばいと表現されているがそれはどうか。増加理由は市民が

メディアやネットから得た情報から意識が高まったのが原因とも思われる。

事務局：変更点ですが、4%の増加理由は、ネットによる影響や働いている場で不当な待遇を受けていることが原因と考えています。

会長：人権啓発活動の認知度について気がついたが、項目が市・県等のHPとインターネットに分かれている。HPはインターネットに含まれる媒体ですので、次回調査では媒体ごとに区分した方が良いのではないか。

事務局：次回調査では変更を検討します。

会長：前頁の自由記述欄を読んで下さいと表現があるので、前頁参照という記載で構わない。

会長：案件2(2)生駒市人権施策に関する基本計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(案件2(2) 生駒市人権施策に関する基本計画について説明)

委員：人権意識が市民の中に定着していない為に人権問題が発生するとの記述がある。人権意識がある程度定着しているから人権問題の意識が高く、意識の弱い人にもそうした問題を起こす背景があることを考えれば削除した方が良い。

会長：人権意識はある程度定着しているが、なお不十分な点があるので人権問題が発生しているといった流れである。次の段落で、基本計画を策定するための考え方に「急激に変化する社会的背景」を国・県の動向や市の上位計画と併記している。この標記を人権問題が発生する原因の中に入れた方が良い。

委員：意識調査の結果を考えれば定着していない方になる。

委員：SNS等による新たな人権問題という記述について、本人は意図していないのに人権侵害に至ることも多いので、その点も踏まえてほしい。

会長：事務局で検討をお願いします。

委員：「地域共生社会」という言葉が数ヶ所あるが、その説明の記述が必要である。意識調査で頻出していた雇用・労働の問題であるが、市レベルでの解決施策で難しいとは思いますが、相談支援窓口を追加できないか。

会長：労働関連の相談窓口を記載すれば、県内の労働監督機関が県内の事務所を監督できるが、県外の事務所で発生した事例への対応も調査研究するということまで掘り下げた感じにした方が良い。

会長：生駒市には特別な事業計画はあるが子ども基本条例など制定されていない。審議会は人権に関わる色々な分野について、条例を作るみたいな記述がどこかにあっても良い。LGBTやパートナーシップ条例みたいなものを作る記述があると良い。関係部署の意見を聞いて可能ならば記述してほしい。

委員：被害者だけでなく加害者が更生するための、加害者の人権に配慮した記述があっても良いのではないか。啓発活動が山びこに集中している。より多くの方が参加できる啓発活動が必要ではないか。

会 長：今日は修正案を頂いたところであるが、事務局に委員から意見を出してもらいたい。次回のこの審議会でパブコメのための原案を確定する。パブコメ案を受けて、審議会での案をまとめて市長に答申する流れになる。

委 員：担当課とは協議は終わっているのか。

事務局：修正案以外は終わっており、数値も確認済です。

委 員：パブコメをとるのは基本計画か。意識調査もか。

事務局：基本計画のみです。

会 長：次回の審議会までに集約した意見を基に修正し、その修正案を次回で検討し、その結果からパブコメを実施する。

会 長：その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局：①次回審議会の日程については12月17日（月）午前9時30分から市役所401会議室を予定。

②第1回議事録の確認について

会 長：閉会